

平成 26 年 11 月 12 日

武藏野市長 邑上 守正 殿

武藏野市保育料審議会

会長 榎田 二三子

武藏野市保育の実施に関する条例の改正について（答申）

平成 26 年 5 月 30 日付け 26 武子育第 196 号で諮詢を受けた件について、別紙のとおり答申します。

武藏野市保育料審議会委員

会長 榎田 二三子
副会長 宇佐見 義尚
委員 伊藤 寿賀子
" 島田 豊文
" 加藤 篤彦
" 中村 幸夫
" 井原 高地
" 小野寺 直美
" 仁科 弘法
" 早川 桂子
" 平湯 友子
" 番場 かよ子

はじめに	1
【1】答申	3
1. 主文	3
(1) 保育料	3
(2) 保育標準時間と保育短時間の保育料	3
(3) 多子世帯の保育料の軽減	4
2. 設定及び改定のポイント	4
(1) 1号認定の保育料の設定	4
(2) 2号認定の3歳児の保育料設定継続	4
(3) 3号認定の0歳児の保育料徴収の新設定	5
(4) 保育短時間子どもの保育料に対し市独自基準を設定	5
(5) 第2子の保育料減額率の改定	5
3. 付帯事項	5
(1) 新制度給付に入らない教育・保育施設等を利用する保護者への配慮について	5
①認可外助成金の更なる拡充	6
②私学助成制度に残る私立幼稚園等への支援の充実	6
(2) 保育料設定の定期的な検討・実施について（見直し時期について）	6
【2】審議経過	7
1. 新保育料の設定と保育料改定の背景	7
(1) 子ども・子育て支援新制度	7
(2) 保育を巡る状況	8
①子育て世代の流入及び増加	8
②待機児童の問題	8
③認証保育所やグループ保育施設などの設置及び市町村認可事業	8
(3) 武藏野市における保育料を巡る課題	8
①新制度への対応のため、財源が必要なこと	8
②更なる保育の質の向上に対応するための財源などが必要なこと	9
③更なる待機児童対策等のための財源が必要なこと	9
④認証保育所などの認可外保育施設に通所している場合の保育料と認可保育所保育料 とに差があること	10
(4) 武藏野市の財政状況	10
①民生費の増加（社会保障費の増加）	10
②財政の見通し	10
2. 認可保育所を取り巻く状況とその保育料や負担について	11
(1) 武藏野市における未就学児の状況	11
(2) 武藏野市における待機児童の状況とその対策	11

(3) 認証保育所保育料と認可保育所保育料との費用負担の違い	11
(4) 武藏野市における幼稚園	12
3. 従来の認可保育所保育料の設定・改定に至る理由	12
(1) 保育料設定の理由	12
(2) 保育料設定に際して留意した点	13
①公費負担と利用者負担について	13
②負担能力に応じた適切な負担	13
③0歳児の保育料階層の独立	13
④3歳児保育料独立の継続	14
⑤1号認定から3号認定における食費（主食・副食）の考え方	14
⑥短時間認定と標準時間認定の考え方	14
⑦1号認定についての利用者負担の考え方	14
⑧所得税額から市民税額に、保育料算定が変更になることについて	14
(3) 2号認定及び3号認定における保育料の改定幅について	15
①全体階層	15
②年収に占める保育料の割合	15
③国徴収基準額に対する保育料の割合	15
④保育所運営費決算額に占める保育料の割合	15
(4) 保育料設定・改定に必要であるが、考慮できていない事項について	16
【3】その他	16
1. 1号認定の保育料設定に対する様々な意見	16
2. 2号・3号認定の保育料設定・改定に対する様々な意見について	16
3. 「市民の意見を聞く会」やEメールにおける意見について	17
(1) 市民の意見を聞く会（要約）	17
(2) Eメール・はがき・封書による市民の意見（要約）	19
4. 市民の意見をどのように聴取するのかについて	19
5. 希望する教育・保育施設に通い、子どもの育ちが保障されることについて	20
6. 地域子ども・子育て支援事業の更なる充実について	20
7. 子どもの教育・保育への公的資金投入について	20
(1) 待機児童ゼロに向けた取組み	21
(2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援	21
8. 子ども・子育て新制度の進捗との兼ね合い	21
おわりに	23

はじめに

本審議会は、平成 26 年 5 月 30 日武蔵野市長から「武蔵野市保育の実施に関する条例の改正について」の諮問を受けた。今回は平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が本格実施されることに伴い、利用者負担額（以後「保育料」という。）の設定及び改定の検討が必要となり審議を重ねてきた。

この新制度では、基本理念について次のように述べられている。

- ・子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- ・子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- ・子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

本審議会では、保育料について、新制度の上記の基本理念を踏まえて、「市民の意見を聞く会」及び市民からの「メール等での意見募集」に寄せられた意見を参考にしつつ、下記のような基本的な考え方を共有して審議を進めた。

『子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されなければならない。

子どもの教育・保育に関して、経済的、家庭的環境の差異によって子どもが不利益を被ってはならない。また、障がいがある子どもには、障がいがその子どもの不利益にならないような適切な配慮がなされなければならない。子どもの生活環境は、健やかに豊かな経験をし育つよう、安心・安全でゆとりある人的・物的環境が整えられねばならない。

市民、保護者、行政は子どもの最善の利益を実現するために、子どもの幸せを守り育む責務を共に担い持続可能な都市として安心して生活できるまちづくりを目指す。子どもを保護し教育する権利と責務が保護者及び社会全体にあることを認識し、保護者がゆとりをもって子育てし、社会の宝である子どもを地域全体で育む意識を醸成していくなければならない。武蔵野市は、子ども・子育て支援の実施主体として、施策の充実を図り、財政上可能な限り支援を行うとともに、子育てに関わる有益な情報を発信する。

そして武蔵野市においては、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育室、グループ保育室など多様な教育・保育が充分に提供され、保護者が子どもに合った教育・保育施設を希望して選ぶことができるよう、公平感のある保育料の設定を検討しなければならない。

子どもを取り巻く環境が厳しさを増す現代であるからこそ、子どもの命を預かる職員が安定して働き続けられるような就業、職場、施設環境など、子どもが育つ環境の質の確保・向上が必要であり、そこで働く教員・保育士の専門性の向上と待遇改善は欠かすことのできない視点である。』

このような考え方を踏まえ、本審議会は、武蔵野市の保育料等の検討に必要な諸事項について理解を深めつつ、現在の社会経済状況や市民生活の実態等も十分考慮しながら、可能な限り検討を加え、結論を得たので、ここに答申するものである。

【1】答申

1. 主文

保育料について、新制度に対応すべく、別紙のとおり必要な保育料設定を行うとともに、従来の認可保育所保育料についても、改定すべきと判断する。

(1) 保育料

新制度に対応した保育料の設定及び改定は、以下のとおりとする。

新制度の給付を受ける教育・保育施設に通う未就学児は、新制度において新たに1号認定から3号認定の認定を受けることとなる。そのため、保育料設定では、1号認定、2号認定及び3号認定それぞれの保育料設定を行う必要があることから、別紙のとおり設定を行った。

- ① 1号認定保育料（教育標準時間：幼稚園、認定こども園短時間児の3～5歳児）
- ② 2号認定保育料（保育標準時間：保育所、認定こども園長時間児、地域型保育の3～5歳児）
- ③ 3号認定保育料（保育標準時間：保育所、認定こども園長時間児、地域型保育の0～2歳児）

(2) 保育標準時間と保育短時間の保育料

新制度では、2号認定及び3号認定を受けて、新制度の給付を受ける教育・保育施設に通う子どもに対する保育料は、その保護者の就労の状況に応じて、保育短時間認定と保育標準時間認定のいずれかの認定を受け、市町村民税額（以下「市民税額」という。）に応じた各階層別に定められた金額となる。

保育短時間は、保育の必要性を判断する最低基準である月48時間から概ね120時間までの就労等により、保育所等を利用する子どもに対し適用する保育料で、国の徴収基準額上では保育標準時間に対し、約マイナス1.7%程度に設定されている。

そのため、審議会では、保育標準時間認定の保育料設定について検討したのち、保育短時間の保育料について検討を行った。

保育料の算定にあたっては、保育標準時間認定を受ける子どもの保育利用時間が約8時間保育を原則とし、最大11時間であること。保育短時間認定が、その保育の利用について約6時間の保育を原則とし、最大8時間であることから、本審議会においてはその標準時間と短時間の保育時間の差を考慮し、保育短時間認定の保育料を保育標準時間

認定の保育料の 11 分の 8 とする保育料設定を別紙のとおり提案する。

① 2 号認定保育料のうち、保育標準時間（最大 11 時間）、保育短時間（最大 8 時間）

② 3 号認定保育料のうち、保育標準時間（最大 11 時間）、保育短時間（最大 8 時間）

（3）多子世帯の保育料の軽減

新制度では、多子世帯の保育料の軽減について、1 号認定子どもでは、年少から小学生 3 年までの範囲内に子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子と数える。第 1 子は全額負担となるが、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となる。第 2・3 号認定子どもでは、小学校就学前の範囲内に子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子と数える。第 1 子は全額負担となるが、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となる。

この多子世帯の保育料の軽減対象は、施設型給付及び地域型保育給付施設を含み、新制度以前に比べその対象が拡大されている。

本審議会では、多子世帯の保育料の軽減の考え方については、保育料において所得差が設定されていること、及び給付対象の拡大を考慮し、国の上記方針と同じく、第 2 子を半額、第 3 子以降を無料とすることとした。

2. 設定及び改定のポイント

（1）1 号認定の保育料の設定

満 3 歳児以上で、新制度の給付を受ける教育・保育施設において、教育標準時間認定となる 1 号認定子どもの保育料は、国が示す保育料上限額のとおりの設定とした。

（2）2 号認定の 3 歳児の保育料設定継続

前回の審議会では 3 歳児と 4・5 歳児における保育士の配置基準の違い等から保育料表を 4・5 歳児と分けて保育料の設定を行った。3 歳児と 4・5 歳児の 1 人当たりにかかる費用（年額）は、平成 25 年度決算額において 3 歳児が 1,170,696 円、4 歳児 969,180 円、5 歳児 948,984 円となっている。費用の差は 0 歳児と 1・2 歳児の間差より小さいことを理由として、3 歳児、4・5 歳児を同一の保育料にする案が検討されたが、以下の理由で、従来の考えを継承し、今回も 3 歳児の保育料設定を 4・5 歳児の保育料から独立させて設定することとした。

- ・ 3 歳児の保育士配置は 4・5 歳児とは大きく異なる配置基準となっていること。
- ・ 保育にかかる費用のうち人件費が 8 割を占めるという現状を考慮して 3 歳児の保育料を独立させた考えを継承していくこと。

(3) 3号認定の0歳児の保育料徴収の新設定

0～2歳児の保育料の設定は、これまで階層ごとの同じ保育料としていたが、各年齢において子ども1人にかかる費用がその年齢により大きく異なることがわかつた。

特に0歳児1人にかかる費用は、平成25年度決算において、年額5,723,028円となっており、1歳児3,199,392円、2歳児2,670,096円である。

そのため、本審議会においては、一定の費用を公平に保護者に負担していただくという観点から、0～2歳児の費用のうち、0歳児を1・2歳児と分けてその保育料の設定をすべきとの意見が多く、その方向で保育料の設定を行った。

(4) 保育短時間子どもの保育料に対し市独自基準を設定

保育短時間を利用する子どもに対して国が示す保育料上限額は、保育標準時間子どもの保育料に比べ、約1.7%減額された金額が示されている。しかし、保育短時間施設には、待機児童の状況などから、実際には保育標準時間施設を希望する層も多く通所している実態がある。

それを踏まえ保育標準時間認定は、8時間を標準として、最大11時間施設を利用することが可能であること、保育短時間認定は、6時間を標準として、最大8時間施設を利用可能であることを考慮した保育料設定を行った。地域型保育給付などの保育を利用する世帯が30分程度の延長保育を利用した場合と、保育標準時間の保育所などを利用する世帯の保育料との逆転現象が起きないよう配慮した設定とした。

(5) 第2子の保育料減額率の改定

武蔵野市では前回の改定でそれまで第2子を半額としていた制度について、第2子はその所得階層により30～70%の減額、第3子については無料とした。

しかしながら、新制度では減額の対象施設が拡大したこと、また武蔵野市における保育料は、所得の低い階層から中間層にかけて近隣他区市に比べても保育料が抑えられていることを考慮し、本審議会では小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合における第2子の保育料は、国が示すとおり半額とした。

3. 付帯事項

(1) 新制度給付に入らない教育・保育施設等を利用する保護者への配慮について

前回の審議会では、子育て世帯が安心して子育てが可能となる仕組みとして、認可保育所の保育料改定と合わせて検討すべき事項として、認可外施設のうち、グループ保育室利用児童の保護者への配慮や認可外施設を利用している所得の低い世帯への配慮が必要である旨を付帯事項とした。

武藏野市においては前回の審議会答申による議論を踏まえ、認可外保育施設入所児童保育助成金（以下「認可外助成金」という。）制度について平成25年度から、その対象施設をグループ保育室まで拡大し、金額についても所得の低い世帯における認可外保育施設利用の負担を配慮した形で最大月額3万円までの助成金とするよう改定している。

しかし、認可外の施設を利用している保護者の所得階層と、実際に認可保育所を利用する者との間には、なお保育料負担のかい離があり、認可外助成金の改定により恩恵を受けている世帯は、当初の想定を下回っている。そのため、改定前の平成24年と比べその認可外助成額は、減少している状況である。

本審議会では、市民の意見を聞く会やメール等による意見聴取により、認可外保育施設を利用する保護者からの意見を考慮し、認可外保育施設を利用する保護者等への配慮について、以下のとおり申し添える。

①認可外助成金の更なる拡充

市民からの意見の中には、東京都の一部の区で実施している認可保育所と認証保育所との差額の全額助成をすべきとの意見もあった。しかし、認可外助成金は市の単独事業であり、実際に実施した場合の市の財政負担は、年間で総額2億6,000万円と見込まれる。平成25年度決算との差額でも1億8,000万円増となる試算が本審議会に示された。

本審議会でも、改定による増額分を、認可外助成金の更なる拡充に充てるべきとの意見も多く、市としても可能な限り助成金の充実について検討していただきたい。

なお、助成を見直す場合には、新制度における保育料と逆転現象が起きないよう検討していただきたい。

②私学助成制度に残る私立幼稚園等への支援の充実

本審議会は、新制度のうち子どものための教育・保育給付にかかる子どもの保育料を審議してきた。そのため、未就学の子どものうち、新制度の対象とならないが教育・保育給付施設等を利用する私立幼稚園に通う子どもや教育・保育施設への通園を希望しながらも認可保育所や認証保育所のいずれにも入ることができなかつた子どもの保護者についても支援が必要と考える。

私学助成制度に残る私立幼稚園に通う子どもの保護者負担の軽減については、新制度における1号認定子どもの保育料の状況を踏まえつつ、入園料補助金、私立幼稚園園児保護者補助金などの補助の充実について検討していただきたい。また、認可保育所や認証保育所にも入ることができなかつた保護者への支援も同様に検討していただきたい。

(2) 保育料設定の定期的な検討・実施について（見直し時期について）

平成24年以前は16年にわたり保育料審議会が開催されなかつたことを受け、前回の審議会の答申では付帯事項として、少なくとも3～4年に1回程度は保育料審議会を開

催するべきと提言していた。

今回は、前回の改定後 2 年経たない時期に保育料審議会を設置するに至ったが、これは平成 24 年 8 月に新制度が法令化され、平成 27 年 4 月に本格実施が予定されるためという理由であり、前回の審議会答申による趣旨から設置されたものではない。

保育料に関する審議については、その費用負担のあり方を確認するためにも 3 ~ 4 年に 1 回程度の開催を前回に引き続き求める。しかし、今回は様々な保育料設定を行う必要があり、結果として大幅な変更となったこと。また、1 号認定子どもに対する保育料については、審議を十分にし尽したという状況ではないことから、その予測と実績のかい離が確認できる時期に再度保育料審議会を設置することを求める。

【2】審議経過

1. 新保育料の設定と保育料改定の背景

本審議会は、前回の審議会と同様に、まず第 1 回から数回かけて、(1) 新制度、(2) 保育を巡る状況、(3) 武蔵野市における保育料を巡る課題、(4) 武蔵野市の財政状況など、武蔵野市における保育の現状を確認した。

(1) 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てを巡る様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」と関連する法律が公布され、平成 27 年 4 月より新制度が本格実施となることが見込まれる状況での本審議会の設置となった。

これまで「保育に欠ける」としていた保育所の入所要件が「保育を必要とする」に変更となり、その対象要件も広がった。

また、新制度では、市独自のグループ保育室や家庭的保育室も新たに地域型保育事業として、これまでの認可保育所と同じような認可事業となる見込みである。

さらに、新制度では、新たに 1 号認定から 3 号認定という 3 つの認定区分が導入されるとともに、保育所等の入所が可能な 2 号認定及び 3 号認定については、その利用できる時間区分として、標準の利用時間 8 時間で最大 11 時間利用可能な保育標準時間認定と標準の利用時間が 6 時間で最大 8 時間利用可能な保育短時間認定の 2 区分が設定されることになった。

本審議会では、1 号認定から 3 号認定の保育料の設定と、2 号認定及び 3 号認定における保育短時間認定の保育料の設定が必要となることを確認した。

(2) 保育を巡る状況

①子育て世代の流入及び増加

武蔵野市は、長らく 13 万人都市と評されてきたが、平成 25 年度に人口が 14 万人を突破し、現在もなお人口が増加傾向にある。人口の増加に比例し、子育て世帯も増え、特に保育所の入所に関する未就学人口の増加は、過去 5 年で 1,000 人を超えてい。

平成 21 年 4 月の乳幼児人口（0～5 歳）は、5,687 人であったが、平成 26 年 4 月の乳幼児人口（0～5 歳）では、6,907 人と、この 5 年で 1,220 人の乳幼児人口が増えている状況となっている。

②待機児童の問題

平成 24 年設置の前回の審議会においても、待機児童の問題については、大きな議論となった。平成 26 年 4 月の待機児童数は、平成 24 年 4 月に比べ 88 名増の 208 名となっている。

武蔵野市における待機児童は、他の待機児童対策を行っている自治体と同様にその対象は 0 歳児から 2 歳児が中心となっているが、特徴としては、0 歳児の申込数や待機児童数が他区市に比べても多い、若しくは同程度の状況となっている。

③認証保育所やグループ保育施設などの設置及び市町村認可事業

平成 24 年度から平成 26 年度末までの 3 年間に、武蔵野市では待機児童対策として 570 名分の定員枠の確保を実施してきている。

平成 25 年度 1 年間を見ても、認可保育所の設置、認証保育所の誘致、市独自のグループ保育施設の設置等により合計で 150 名以上の保育定員枠を確保してきた。また、平成 26 年度 1 年間では 300 名以上の保育定員枠の確保が予定されている。

(3) 武蔵野市における保育料を巡る課題

①新制度への対応のため、財源が必要なこと

平成 27 年 4 月より、新制度が本格実施となる見込みだが、新制度による保育士の配置基準等の質の改善は、消費税 10% となった後、つまり平成 28 年度以降の実施となる見込みである。

すでに、保育所緊急整備事業が平成 25 年度より始まり、その財源に消費税 8 % による財源が充てられているところである。

平成 27 年 4 月の状況を見ると、待機児童対策による量的改善以外に、質的改善として保育士の待遇改善が制度化される見込みである。

武蔵野市では、これまで市独自事業であったグループ保育室が認可事業となるため、平成 27 年度は、市財源への効果として、新制度に基づく認可事業化による国や都の財源が市歳入として入るなど一定の効果があると見込まれているものの、新規保育所の設

置やグループ保育室をはじめとする小規模保育の認可事業化などによる、認可事業の定員増による保育の量が拡大されることなどにより市負担増は避けられない見通しどうっている。

また、保育士の処遇改善など保育の質の改善が全面実施される平成28年以降は、保育の質の改善による費用負担のうち、市が負担する法定負担額の増加などにより、国徴収基準額で見ると、現在の保育料設定のままでは保育料の割合が50%を下回る場合も見込まれる。

それでも、武蔵野市では平成27年度から新制度による給付を受ける幼稚園が一園のみであること。また、認証保育所の認可化などが現在予定されていないことから、当面は市負担額は抑えられている状況である。

②更なる保育の質の向上に対応するための財源などが必要なこと

審議会では、現在の質の高い保育を維持している市独自の補助金については今後も維持してもらいたいとの意見があった。

また、新制度が、保育の量的改善（待機児童対策）と並んで質的改善（保育の質の向上）を目指す点からも、それと同時に武蔵野市においては、認可事業が増えるなかでも質の向上を積極的に図ってもらいたいとの意見もあった。

このためには、保育の質がその保育士の配置基準に大きく影響されることも考慮すると、保育士の配置などの市負担については今後も保育の質の向上の面からも維持するとともに、現場で働く保育士の処遇改善や、更なる市独自の配置基準の設定など、保育の質の向上に向けた積極的な取組みの実現のために、新たな財源確保の方策も検討すべきである。

③更なる待機児童対策等のための財源が必要なこと

武蔵野市では、更なる待機児童対策の財源確保として、これまで保育料の改定や新武蔵野方式¹による公立保育所の民営化（協会立化）を行ってきた。ただし、後述のP112（2）に記すとおり、数次にわたる待機児童対策を行ってきたにもかかわらず、依然として待機児童数が増えている現状を考えると、待機児童の解消なくしては、保育料の改定をすべきではないという声もあがった。

これらを考慮し、待機児童ゼロに向け、目に見える効果が得られるような対策を、早急に実施するための財源を確保することが課題となっている。

¹ 新武蔵野方式とは：公立保育園の民営化における保育の継続性、保育の質の低下、保育士の入れ替わりの問題を考慮し、職員の入れ替わりを通常の人事異動程度に抑えながら、武蔵野市子ども協会に公立保育園の運営主体を変更することをいう。

④認証保育所などの認可外保育施設に通所している場合の保育料と認可保育所保育料とに差があること

認可保育所を希望するものの、認可保育所に入れない世帯が主に利用する施設としては、現在、認証保育所に代表される認可外保育施設がある。

市内にある認証保育所は、平成 21 年度の 8 か所 230 人の定員に対して、平成 26 年 10 月の時点で 13 か所 486 人の定員となっている。

前回の審議会では、保育料改定による財源を認可外保育施設の対象施設の拡大と所得の低い世帯への配慮を検討していただきたいとの付帯事項もあり、認可外助成金の改定が行われたところである。

本審議会では、後述の P11 2 (3) に記すとおり、認可と認可外の差が改定後においてもなお顕著であることからその是正を求める声も数多くあがった。

認可保育所の保育料は、平成 24 年度に保育料改定を行い、平成 25 年度より改定されたが、合わせて認可外助成金を改定し、対象をグループ保育室まで拡大するとともに、所得階層により 30,000～0 円（月額）とした助成金制度になっている。

また、3歳児以降の子どもへの加算や第 2 子以降への加算も行っている。ただし、認可と認可外の施設の保育料の差はまだ大きく、2 人同時に認可外の施設を利用する場合などに保育料負担が認可に比べ相当程度大きくなることから、何らかの対策が課題となっている。

(4) 武蔵野市の財政状況

①民生費の増加（社会保障費の増加）

前回の審議会開催時の平成 23 年度民生費の決算 209 億 2,982 万円から、平成 25 年度民生費の決算は、223 億 3,693 万円となり、14 億 711 万円の増となっている。特に障害者自立支援等給付費の増や保育などの費用負担が著しく増加している。

児童一人当たりに対する市負担額の推移は横ばい傾向が続いているものの、保育園関係事業費は、平成 23 年度決算の 29 億 3,705 万円から平成 25 年度決算は、32 億 4,737 万円と 3 億 1,032 万円の増となっている。

また、児童福祉に係る費用は、平成 23 年度決算の 74 億 690 万円程度に対し、平成 25 年度決算では 78 億 2,262 万円と 4 億 1,572 万円の増となっている。

②財政の見通し

今後の市財政の見通しについては、大幅な歳入増が見込めない中で、前回の審議会答申にもあるとおり、小中学校、保育所等の建替え、下水道整備、新クリーンセンターの建設など都市基盤更新等にかかる費用が見込まれていることから、今後ますます厳しくなると想定されている。

認可保育所における園児 1 人に係る経費は、平成 23 年度では年間約 208 万円となっ

ていたが、平成 25 年度決算では、年間約 219 万となっている。そのうちの保護者負担割合は、平成 23 年度決算 10.9% から上昇し、平成 25 年度決算では、11.7% となっている。

また、保育所運営経費に占める市負担の割合は、平成 23 年度 68.3% となっていた部分については、平成 25 年度決算においては、66.1% とやや減少傾向がみられる。

2. 認可保育所を取り巻く状況とその保育料や負担について

(1) 武蔵野市における未就学児の状況

武蔵野市では、平成 26 年 5 月 1 日時点で、0 歳児から 5 歳児までの未就学児全体の約 3 割が保育所に入所している。そのうち、0 歳児から 2 歳児までは、3 割程度が保育所に入所し、残りの 7 割強が在宅で子育てしている世帯となっている。

一方で、3 歳児から 5 歳児の 6 割以上が幼稚園に通園しており、残りの約 3 割が保育所に通園している。

平成 27 年 4 月より本格実施となる新制度において計画策定が義務付けされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」（武蔵野市では、第四次子どもプラン武蔵野）における人口推計では、平成 27 年 4 月が未就学児童数のピークとなっているものの、働き方の変化等により保育を必要とする世帯は、今後しばらく増える状態が続くと見込まれている。

(2) 武蔵野市における待機児童の状況とその対策

武蔵野市における待機児童の状況は、平成 21 年 4 月の 79 名から 5 年後の平成 26 年 4 月には、208 名と 129 名増加している。

現在の第三次子どもプラン武蔵野（平成 22 年度～平成 26 年度）においても、その対策は急務であるとして、重点的取組 2 「保育園入所待機児童解消に向けた取組」として、平成 26 年度の目標事業量 15 か所 1,391 人の定員数確保を目標に事業を実施してきた。

平成 26 年 4 月 1 日付け認可保育所定員数は 1,494 人となり、第三次子どもプランにおける目標事業量をすでに超えた定員枠の確保を行っている。

武蔵野市では、認可保育所以外に、認証保育所、家庭的保育室やグループ保育室など様々な施設の設置により待機児童解消を目指しており、平成 24 年度から平成 26 年度末までの 3 か年において、北町保育園の移転改築や境こども園の設置など様々な待機児童対策による新たな保育の定員枠の確保数は、570 人分となっている。

(3) 認証保育所保育料と認可保育所保育料との費用負担の違い

認証保育所は、本人の利用したサービスの量に応じた保育料を負担する応益負担の施設であり、市内認証保育所の平均保育料は月額 81,878 円である。それに比べ、認可保

育所は、本人の収入等から本人の支払い能力に応じて保育料を負担する応能負担の施設であるため、認可保育所の平均保育料は月額 21,311 円となっている。

現在、市では認可外保育施設に入所する児童に対する助成金について、平成 25 年度より月額 3 万円～0 円の所得に応じた助成金の支給に変更を行うとともに、3 歳以上や第 2 子における支給の加算も行っているが、その差は依然として大きい状況となっている。

(4) 武蔵野市における幼稚園

武蔵野市には、平成 26 年 5 月の時点で、12 の幼稚園があり、その全てが私立幼稚園である。公立幼稚園は、平成 23 年度末に廃園となり、現在その場所は、認定こども園境こども園が平成 25 年 12 月に設置され、武蔵野市子ども協会が運営している。

平成 26 年 5 月 1 日時点で武蔵野市における未就学人口は 6,931 人であり、幼稚園には、1,997 人（28.8%）、その他幼児施設の 96 人を含めると 2,093 人（30.2%）が就園している。これを幼稚園の就園年齢である 3 歳から 5 歳の間でみると、3,295 人のうち 2,082 人と実に 6 割以上（63.2%）を占めている。

1 号認定子どもの受け皿となりうる私立幼稚園にとって、新制度は従来の私学助成から公定価格による施設型給付へと制度変更も大きく、運営上大きな判断をしなければならないこともあり、新制度がスタートする平成 27 年 4 月の時点では幼稚園 1 園と認定こども園 1 園が新制度の施設給付を受けると見込まれる。

幼稚園に対する補助は、国や都からの私学助成のほか、武蔵野市からは私立幼稚園運営費及び園外事業費補助金と私立幼稚園子育て支援地域開放事業補助金、私立幼稚園預かり保育推進補助金などがある。

子どもを幼稚園に通わせている保護者に対する補助は、①私立幼稚園就園奨励費補助金（所得に応じて年額 0～308,000 円）のほか、②1 人 1 回 30,000 円の補助として入園料補助や③月額 5,000 円～11,200 円を補助する保育料補助金からなる私立幼稚園等園児保護者補助金などがある。

3. 従来の認可保育所保育料の設定・改定に至る理由

(1) 保育料設定の理由

子育て世代への負担は、なるべくかけたくない。また、新制度においては、公的な資金が入ってくるというのになぜ保育料を改定するのかという疑問は当然のことと思われる。

新制度では、消費税増税部分が恒久財源として充てられることになっており、新制度では、その法定負担分として国が 1/2、都と市が 1/4 ずつと一定割合を負担することとなっている。

保育に係る費用が法定負担だけで済むのであれば、1人当たりの運営費内訳における市負担額は25%となるともいえるが、実際には平成25年度決算においては市負担割合は66.1%であり、子ども1人にかかる費用の相当程度を市が肩代わりしている状況がある。

新制度においても、この肩代わりが解消するのではない。さらに、市独自の事業であるグループ保育室などが新制度給付対象になることにより市負担減は若干見込まれるもの、新制度給付を受ける施設が増えることによる市負担の増、及び保育士の待遇改善など新制度により保育の質が向上させることによる市負担の増が生じるため、結果的に市の負担が増えてしまうことがわかった。

保育料を改定せずに、新制度に移行した場合の状況を、国徴収基準額に対する保育料の割合でみた場合には、平成27年度49.1%と見込まれ、平成25年度決算52.1%を下回ることになり、保育所運営費を圧縮せざるを得ないおそれがある。

本審議会としても、景気が本格的に回復していない中、子どもの直接的待遇に悪影響を与える、武蔵野市において待機児童の解消に向けた保育の量の確保や現場の保育士の待遇など保育の質的向上などのほか、認可と認可外保育施設との保育料負担の課題など教育・保育の質と量の拡充のための財源を確保していくためには、最終的には委員全体として保育料を改定し、利用者にも一定の負担を求めるることはやむなしとの苦渋の結論となった。

（2）保育料設定に際して留意した点

①公費負担と利用者負担について

前回同様、武蔵野市における保育料は全体として国徴収基準額を大幅に下回る水準設定であり、差額を一般財源で賄っている点は変わらない。

改定をしない場合には、公費負担割合が増加する状況となるため、一定の利用者負担が必要となる。

②負担能力に応じた適切な負担

応能負担である保育料の設定においては、前回同様、武蔵野市においては所得の低い層に配慮するとともに、年齢ごとの保育単価の相違などを踏まえつつ、相対的な不公平感ができるだけ生じないように、年収に占める保育料割合を勘案しながら、保育料を設定することが必要である。

③0歳児の保育料階層の独立

0歳児1人にかかる公費負担額は年額5,723,028円であり、1歳児の3,199,392円や2歳児の2,670,096円と比べてもその負担額は大きいものがある。0歳児だけ独立させるのはどうかとの意見もあったが、0歳児に多くの公費が投入されていることを踏まえ、一定の利用者負担を求めることが必要である。

④3歳児保育料独立の継続

3歳児は、1人にかかる公費負担額は、年額1,170,696円であり、4歳児969,180円や5歳児948,984円と比べると、その差はそれほど多くないとも見える。しかしながら、3歳児の保育は、4・5歳児とは違う支援が必要であり、保育士の配置もそのことを考慮したものになっている。

⑤1号認定から3号認定における食費（主食・副食）の考え方

国が示す利用者負担水準のうち、教育時間認定となる1号認定子どもの保育料には、主食と副食²のいずれもが公定価格に含まれていない。保育認定となる2号認定子どもは副食のみ公定価格に含まれている。保育認定となる3号認定子どもは、主食と副食いずれもが公定価格に含まれている。このことを受け、1号認定子どもの保育料には食費が含まれないことを確認するとともに、新制度による給付を受ける幼稚園と従来の制度のままである幼稚園における費用並びに認定こども園における1号認定の費用との調整が必要となる。

⑥短時間認定と標準時間認定の考え方

保育短時間施設と保育標準時間施設の国が示す保育料上限額の差は、約1.7%と見込まれる。しかし、家庭的保育室や一部のグループ保育室などが保育短時間施設となった場合、国の基準どおりの保育料とした場合には、保育標準時間認定となりうる子どもの多くが入所することが予想される。

よって、保育短時間施設を利用する子どもと保育標準時間施設を利用する子どもの保育料が利用時間によって逆転することのないよう配慮が必要となる。

⑦1号認定についての利用者負担の考え方

武蔵野市内の私立幼稚園では平成27年4月から新制度の給付を受ける園は1園と見込まれる。また、市内における認定こども園は1園だけである。それらの園の保育料額を比べると現行の負担額には差がある。

新制度では、施設型給付費や実費徴収となる食費などの保育料についての考えも考慮し、新制度では、公平な保育料となるよう1号認定子どもの保育料設定を行う必要がある。

⑧所得税額から市民税額に、保育料算定が変更になることについて

新制度では、各市町村が認定区分ごとに、市民税額の階層区別の保育料を定めることになる。

² 主食と副食：主食はお米やパンのこと。副食はおかず（おやつなどの補食を含む。）をいう。保育園運営費には3号認定子どものみ主食と副食材料費が費用として入っている。

現在の所得税額を基にした階層区分から、市民税額を基にした階層区分に変更になる場合の影響について、試算では所得の低い階層はより低い階層に割り付けられ、所得の高い階層は、より高い階層に割り付けとなる世帯が多い傾向がみられる。算定の基礎が変わることにより、世帯によりその割り付けには違いが見られる。そのため、実際の保育料の設定においては、税の変更により保育料階層が極端にあがることがないよう配慮する必要がある。

(3) 2号認定及び3号認定における保育料の改定幅について

①全体階層

武蔵野市の保育料表における特徴は、中間層と思われるD10 前後までは、近隣区市に比べると低めに設定されており、所得の高い層に向けて、その負担割合が上がる保育料となっている。

今回の保育料設定・改定においては、保育料上限を負担能力の実態に合わせて設定した前回の審議会の方向性を踏襲した。

②年収に占める保育料の割合

保育料の設定・改定においては、年収に占める保育料の割合等を比較しながら、保育料の設定を行った。改定保育料表における0歳児の保護者負担率は 1.2%～8.4%、同じく1・2歳児が 1.1%～7.5%、3歳児が 0.9%～4.6%、4・5歳児が 0.6%～3.1%と見込まれる。

③国徴収基準額に対する保育料の割合

前回の改定により、国徴収基準額に対する保育料の割合は、改定前の平成24年度決算では 47.6%であったものが平成25年決算では、52.1%となっている。ただし、新制度においては、新たに認可事業となる施設の増や、保育サービスの質的改善に伴う市の法定負担分の増などもあり、現行の保育料のままで、国徴収基準額の 50%を割り込むことも予想されるなど、一定の改定が避けられない状況となっている。

新たな保育料設定では、新制度における第2号及び第3号認定子どもに対して国が示す保育料上限額に対する保育料の割合は 55.7%となる見込みである。

この改定による2号認定子どもと3号認定子どもにかかる各階層の実質平均改定額は、0歳児で 5,730 円、1・2歳児で 2,167 円、3歳児で 1,474 円、4歳以上児で 2,685 円の改定幅（月額あたり）となる見込みである。

④保育所運営費決算額に占める保育料の割合

前回改定前の平成24年度決算では、10.1%であったものが、改定後の平成25年度決算においては、11.7%となっている。

今回の改定により、その割合は 12.4%と見込まれる。

(4) 保育料設定・改定に必要であるが、考慮できていない事項について

①多子減免の対象施設の拡大による影響（現行の認可保育所の場合のみ反映）

②認証保育所の認可化移行による市負担額増加の影響

③幼稚園の新制度給付への移行による市負担額増加の影響

④認可保育所の在園児の短時間保育移行に伴う保育料減額の影響

以上の4点については、本審議会における保育料設定において、その影響が少なくはないものの、今回の審議では見込めなかつた部分となっている。

またその他、幼稚園が新制度に移行した場合、従来と異なり、保育料が階層によって変わることから、事務費の增加分をどう見込むかという議論もあった。

今後、幼稚園や認証保育所などの施設が新制度における給付を希望し、認可化の移行を希望することも考えられるため、次回以降早期に審議会等により、認可化への影響も考慮して保育料を算出すべきと思われる。

【3】その他

1. 1号認定の保育料設定に対する様々な意見

国的新制度の整備が遅れ、本審議会の開催期間中においても、国からの説明が付け加わるなど、1号認定子どもの保育料設定は、本審議会において、十分な情報に基づく審議が出来たとは言い難い状況であった。

従来の保育所に通所する2号認定や3号認定の子どもと1号認定の子どもを比べると、国が示す利用者負担限度額に対する軽減措置なども同様の状況であった。

1号認定の保育料設定は、こうした状況下において現時点できうるものとして判断した結果であり、次回に十分審議されることが必要であるとの意見も多かった。

2. 2号・3号認定の保育料設定・改定に対する様々な意見について

当初、審議にあたっては、新しく必要となる保育料の設定を行うことは必要だとしても、従来からの保育料については、前回の改定から2年を経過しない中でもあり、消費税も8%に増税となり、さらに10%へと増税の可能性もあるなか、2号認定及び3号認定の保育料についての改定は最小限にすべきという意見もあった。

また、保育料の設定においても、認可保育所の保育料の保護者負担金の平均は、月額21,311円程度であることを受け、保育料は年齢ごとではなく、その階層ごとで統一すればいいのではないかとの意見もあった。

保育の費用については、就学前教育費の公費負担額がOECD加盟国と比べるとかなり低いこともあり、就学前教育費の公費負担については、利用者負担ではなく公費負担

を高めるべきであるとの意見やその費用については新たな基金の創設も視野に入れるべきとの意見もあった。

しかし、10回を超える審議会を通して確認した様々な資料に基づく審議により、教育・保育の質と量の拡充のため、最終的には委員全体として0歳児保育料の新設定も含めて、一定の改定やむなしとの苦渋の結論となった。

3. 「市民の意見を聞く会」やEメールにおける意見について

市民の意見を聞く会は、全3回（9月11日、23日、29日）開催した。出席者は合計12名。内訳としては、第1回が0人、第2回が3人、第3回が9人であった。

また、8月15日市報から9月30日まで、Eメール等による市民意見の募集を実施した。Eメール・はがき・封書によって寄せられた市民の意見は、12件であった。育児や仕事でご多忙の中お寄せくださった市民の意見を尊重すべく、本答申に要約という形でその全てを掲載することとした。なお、意見の多寡を反映させるべく、あえて重複はいとわなかった。

（1）市民の意見を聞く会（要約）

第2回（9月23日）

- ・認可と認可外施設の保育料格差、保育の質の向上のための財源確保に関心がある。
- ・認可外保育料が高いので、保護者負担が大きい。
- ・助成金に所得制限が導入されたため交付を受けられず負担が増した。
- ・認可外の助成金に所得制限があるのは納得できない。
- ・認可外施設職員の待遇を改善するための補助金を継続して欲しい。
- ・認可外の場合、保育内容向上のコストは保育料に跳ね返る。
- ・2人目の保育料負担が厳しい。
- ・複数の子どもを保育施設に預ける場合、同じ施設に入れないと送り迎えの親の負担が大きい。
- ・待機児童は無くして欲しい、また料金体系も同じにして欲しい。
- ・認可と認可外の保育料格差がこれほど大きいことに驚き。
- ・入りたい施設に入ることが出来る状況が望ましい。
- ・グループ保育室は来年度に小規模保育へ移行するが、市にはコンサルタント的な役割をして欲しい。
- ・給付費をめぐって事務的なものが回るのか不安。
- ・市民が自分に合った保育の場所を選択できるようにしてほしい。
- ・子育てに関する行政のかかわりに関して、情報を積極的に発信して欲しい。
- ・まちづくりの視点からの保育行政を推進するために市民団体の意見も聞くべき。

- ・他人の子どもも地域のみんなで育っていく関係性の構築が必要。
- ・子育て世代の顔が見える地域の創造。

第3回（9月29日）

- ・認可と認可外保育料の格差が大きい。
- ・助成金に所得制限が設けられたため認可外利用者の負担がますます大きくなっている。特に3歳以上の補助格差が大きいのは正すべき。
- ・格差は正のために認可保育料を上げるのは本末転倒。
- ・子育ての母親たちがもう少し楽に子育てができる環境整備をして欲しい。
- ・0歳児まで育休が取れるが1歳になった時に保育所に入れる保証がないので0歳児から預けている。
- ・小学校のように保育施設に必ず入れられるのが理想。
- ・認可と認可外保育料の格差が大きい。
- ・認可外の保育料が高く、まるで保育料を払うために仕事をしているようだ。なぜ、認可と認可外の保育料の格差は埋まらないのか。格差が埋まれば、親も安心して就労できる。
- ・認可を希望する場合、保育内容ではなく金銭面からの選択になっているので子どもに対して後ろめたい。
- ・延長保育料金が高額なので、お迎え時間のプレッシャーが強くストレスがたまる。
- ・認可外の場合、行政からの保育関連情報が入りにくい。
- ・保護者による保育所選択の基準が、保育内容よりは入所できるかどうかにかかっているのは問題だ。
- ・保育料は、行政が提示するのではなく保護者が求める形にして欲しい。保育料の値上げは、保育施設の充実、職員待遇の改善がなければ納得できない。
- ・来年度から制度がどのように変わるとか分からぬ。
- ・武藏野市の保育環境は優れていると聞いて転入してきたが、実際に転入したら保育所に入れなかつた。現状では保育料以前に入所できるかどうかが心配。
- ・育児支援施設よりは認可保育所の増設を要望。誰もが認可に入れるならば育児支援施設はいらないのでは。
- ・兄弟で別々の施設に入る状況は保護者の負担が大きい。
- ・武藏野市の子育て施策が見えない。
- ・新制度によって保育料が上がるのか下がるのかが保護者にとって重要。延長保育料について心配。

(2) Eメール・はがき・封書による市民の意見（要約）

- ・世帯収入の階層分けに不公平感がある。
- ・認可保育料の値上げは、定員増、時間延長、保育内容の向上、待機児童の解消が条件。
- ・認可と認可外保育料の差額全額を市が補てん（杉並区のように）して欲しい。
- ・認可と認可外保育料の一元化。
- ・認可外保育利用者への補助金の見直し。
- ・保育料をこれ以上値上げしないで欲しい。
- ・保育料はもっと安く。
- ・認可の兄弟割引を継続希望。
- ・認可外利用者補助金額に所得制限をかけるのは反対。
- ・認可外施設の保育料が高く、親の負担が大きい。全ての施設で入園料を無料にし、保育料は同一にする。または保育所・幼稚園を無料とする。
- ・保育料は前払い方式にする。
- ・助成金は家庭に配らず給食費に充てる。
- ・管外委託の保育料は倍額にする。
- ・値上げはやむなしだが、値上げの場合には、子ども二人以上世帯の値上げ幅を最小に。
- ・認可と認可外の保護者負担額を同等にする。
- ・2子、3子以降の負担額差が明白のため、補助の拡充が必要。

4. 市民の意見をどのように聴取するのかについて

前回開催した「市民の意見を聞く会」には出席者が 20 人。今回の「市民の意見を聞く会」は、9 月に時間帯や開催場所を考慮し 3 回に増やし開催したもの、出席者は全部で 12 人、メール等による意見募集も 12 件と、結果については、多くの市民の意見を聴取できたとは言い難い。

パブリックコメントなどの手法についても検討したものの、結果的には実施には至らなかった。

保育料は現在、未就学児の約 3 割が関係するものであるが、新制度になると、それまで認可外であった市独自のグループ保育室、家庭的保育室のほか一部の幼稚園等も新制度による給付を受けることになり、関係する子育て家庭数はかなり多くなると見られる。

また、保育料による負担は、大きく子育て世代に影響を与えることを考慮すると、市民の意見をどのように聴取するのかについては、引き続き検討する必要がある。

5. 希望する教育・保育施設に通い、子どもの育ちが保障されることについて

新制度では、認可保育所のほか、市独自のグループ保育室や家庭的保育室といったこれまで認可外保育施設であった施設についても、市町村認可事業となり、保育料設定については、原則一律の基準となっている。

審議会では、保育所とそれ以外の施設の違いから保育料を分ける必要もあるのではないかとの意見もあった。

新たに市町村認可事業となるグループ保育室や家庭的保育室は3歳未満児を対象とし、19名以下の小規模保育を実施している。園庭のない施設がほとんどであるが、それぞれの施設の特徴を生かしながら保育を行っている。

現代を生きている子どもたちが、その育ちにとって適切な環境で育つことを保障し、それぞれの保護者が希望する教育・保育施設で子どもを育てることができるように下記について取り組んでいただきたい。

さらなる子どもの健全な育ちを保障するため、いずれの教育・保育施設においても、これまで武蔵野市が行ってきたような質の高い教育・保育を行い、また質の高い教育・保育が引き続き可能となるような取組みを進めていただきたい。

また「保育は人なり」というように、教育・保育に携わる教員・保育士が保育の質の向上に努められるよう、また0歳児からきちんと愛着関係が形成され、教育的な配慮がなされ就学を迎えるよう、適切な処遇改善を進めていただきたい。

6. 地域子ども・子育て支援事業の更なる充実について

全ての子どもが、人生の基盤となる家庭での保育（養育）から教育・保育施設に通うようになるまでの親子の育ちを保障され、その後の地域における子育てにおいても保護者が安心できるように、子育て支援事業の充実を進めていただきたい。地域と安心したつながりの中、育児休業をとって親子の関わり・子育てを楽しむことが出来るようにする必要がある。

また、教育・保育施設に通うようになった後でも、地域の中で子育てを楽しめるように、教育・保育施設に通う前でも子ども同士、保護者同士が関われる場を持てるような地域に向けた取組みをしていただきたい。

7. 子どもの教育・保育への公的資金投入について

保育料の改定が、改定だけに終わるだけでなく、目に見える形で、子育て世帯への施策として早期に反映されるよう取組みを進めてもらいたい。前述したような教員・保育士への処遇改善、教育・保育への質の向上へ向けた取り組みに加え、下記の点にも取り組んでいただきたい。

(1) 待機児童ゼロに向けた取組み

市民からの声として、入所を希望する保育所に入れない、きょうだいが一緒に保育所に入れないなど、子育て世代から切実な声が上がっている。武藏野市では、認可保育所やグループ保育室、家庭的保育室の受入れ人数を増やす努力をしているが、認可外保育施設に入所せざるを得ない家庭も多い。

認可外保育施設の中には認可外助成金の対象外となっているベビーホテルもあり、そこに通っている待機児童もいることを念頭に置くとともに、やむを得ずベビーホテルに通わざるを得ない待機児童に対しても配慮を行いながら、待機児童ゼロに向けて、認可事業のさらなる拡充に早急に取り組んでいただきたい。

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援

障がいのある子どもは特別な支援が必要であり、教育・保育に労力や費用がかかるこことを認識し、保護者のレスパイトケアなど子育て家庭へも多様な支援が必要である。どの子どもも育ちに必要な支援が得られるよう、教育・保育環境の充実や経済的支援に取り組んでいただきたい。

8. 子ども・子育て新制度の進捗との兼ね合い

本審議会は、平成26年5月30日に、市長より諮問を受け審議を開始したが、市に対して国や都からの制度の細かな内容についての説明会はその直前から始まったこともあり、審議においては新制度の詳細が確定しない中での議論であった。

ただし、平成27年4月に新制度を本格実施するためには、少なくとも新たに制度の対象となる施設に対する保育料や、保育標準時間や保育短時間といった新しい保育料設定も決めなければならなかつた。そのため、新制度がスタートすると、何らかの問題点が生じてくるのではないかとの危惧もある。実際に問題が生じるような場合には、早急に対応していただきたい。

新制度への移行や保育料設定及び改定による影響について、できる限り予測し審議したが、課題として残されていることがあることから想定できなかった問題が生じる可能性も捨てきれない。

とりわけ、新制度は、私立幼稚園にとって従来の私学助成から公定価格による施設給付へと、その存立の根幹に関わる決断を迫るものであり、短期間のうちに国からの情報が充分とはいえない中での移行は難しい状況にあった。新聞報道によると、全国的に見て当初の予測より移行する幼稚園が少ないために、補助金の積み増しさえ検討されているそうであるが、これは事態を如実に示している。武藏野市においては、平成27年4月に1園の新制度への移行が予定されており、今回の1号認定の保育料は、国が示す利用者負担額のイメージ通りとしたが、未就学児の多数が通う私立幼稚園の今後の動向は、

武蔵野市の子育て政策に大きな影響を与えると思われる。

従来、保育料審議会の対象は保育所のみであったが、今回、私立幼稚園をはじめ、家庭的保育室、グループ保育室など多くの施設が対象となることで、同じテーブルにつくことになった。本答申「はじめに」にある通り、武蔵野市においては、公平感のある保育料の設定を検討しなければならない。

その意味でも、付帯事項において示したとおり、予測と実績のかい離が分かる時期に審議会の設置を求めるとともに、市民から速やかに意見や問題点の指摘を受け、次回審議会の用に供すべく、意見の言いやすい体制やわかりやすい窓口の設置または明示（Eメールアドレス等）を求めたい。

おわりに～次回の審議会に向けて～

今回の保育料審議会は、前回の設置から2年を経過しない中で、平成27年4月に本格実施となる新制度への対応のため、設置されたものであった。

このため、前回の審議会と異なり、施設型給付対象と地域型保育給付対象があり、なおかつ1号認定から3号認定まであり、保育標準時間と保育短時間があるという複雑さを伴う保育料の設定及び改定の答申をする責務を負っていた。

本審議会は、武蔵野市の子どもや保育の現状、幼稚園や保育所への公的資金の投入の状況などを把握しながら進められた。その過程では、委員がそれぞれの立場から、武蔵野市の保育や子ども、そして保護者としての思いについて話し、武蔵野市の未就学児と家庭の状況を具体的に知る機会となった。また「市民の意見を聞く会」やメールや手紙などでも切実な保護者の声を聞いた。

しかし、語ることのできない子どもの思いにも大人の想像力を働かせねばならない。保護者のニーズと子どもの最善の利益は必ずしも一致しない。子どもにとっては、0歳という時期は親子の関係をつくる重要な時期である。しかし、そのような時間的余裕もなく生活している親子が存在するのは事実である。子どもにとっては、食事を家族と共にとれる生活が望ましいものであろうが、そうできない家族もいる。また、子どもの起床や就寝時間が乱れていますこと、当たり前の子どもとしての生活が守られていない事実も語られた。

「はじめに」に記したように、本審議会では、幼稚園・保育所に通う子どもだけでなく、武蔵野市の全ての未就学児を視野に入れ、保育料にとどまらず武蔵野市の子どもの生活、保育及び市民のあるべき方向について熱く語られた。具体的には、市民による子育て支援基金なるものの創設のアイデアも出された。幼稚園・保育所に通う子どものことだけでなく、武蔵野市の子ども全てに目を向け討議する場であったことの意味をここに記しておきたい。行政のそれぞれの部署で、子どものことについて考えられているだろうが、未来を見据えて総合的に子どものことについて考える場が必要ではないだろうか。

本審議会のなかでは、日本だけでなく世界の未就学児への援助についても話された。O E C D 加盟諸国では、2012年の統計で就学前教育費への公的負担割合が平均で81.7%であるのに対して、日本の場合は45.0%に過ぎない。就学前教育費の公費負担割合に、日本と主な欧米先進諸国との間でこれほど大きな差があることに驚く。一自治体で解決できる問題ではないことは理解するものの、一自治体が先導的に国全体を変えることの可能性を込めて、武蔵野市モデルの構築を図り、トップランナーとなるべく努力を続けてもらいたいとの期待をして、今回の保育料審議会の答申を終えたいと思う。

別紙

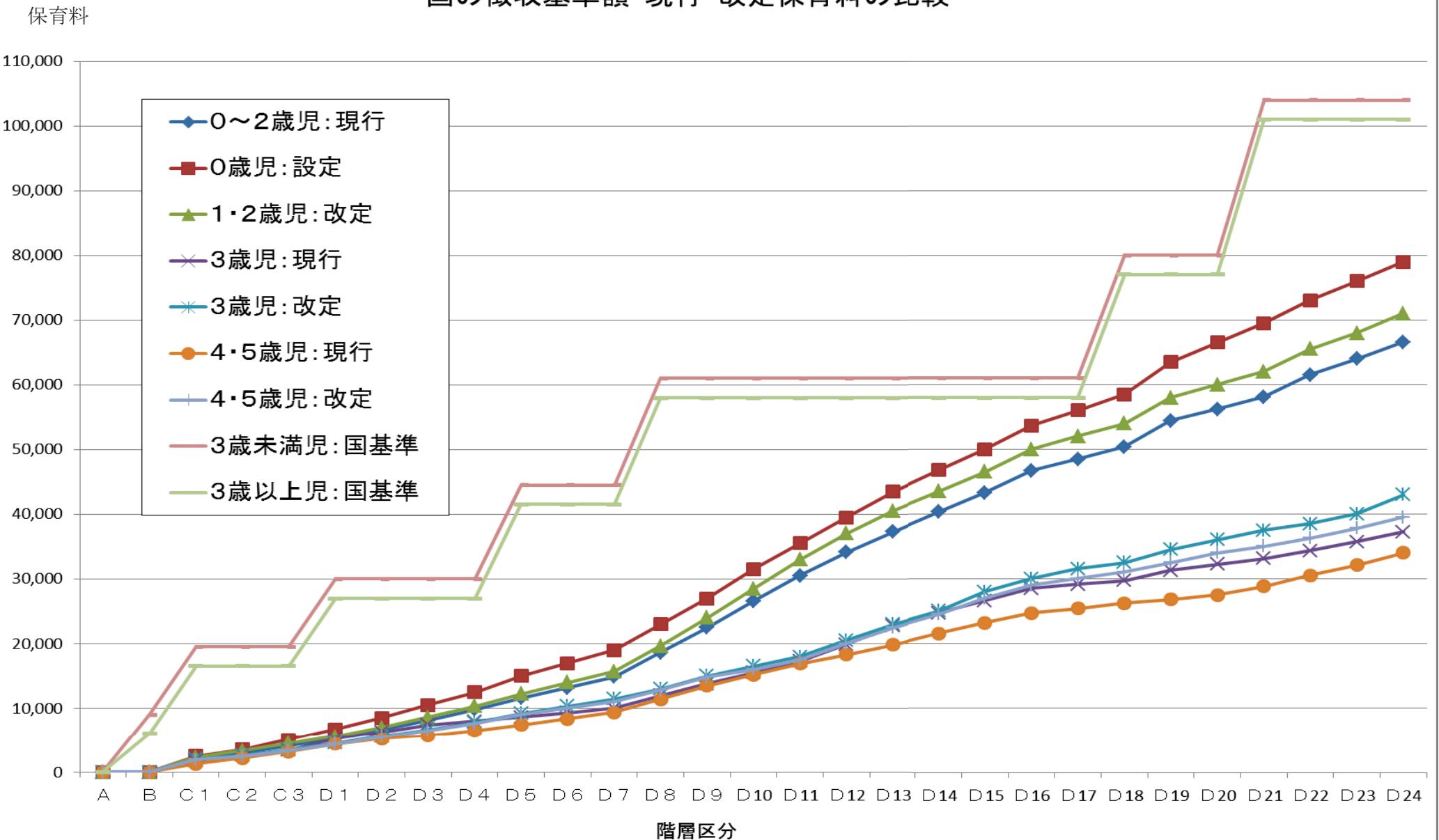
2号・3号 改定保育料表

(単位 円/月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3号				2号					
					(0歳)		(1・2歳)		(3歳)		(4・5歳)			
定義		国基準 階層	武蔵野市 階層	推定年収	市町村民税 所得割額 (※)	現行保育料	設定保育料	現行保育料	改定保育料	現行保育料	改定保育料	現行保育料	改定保育料	
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	第1階層	A	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	第2階層	B	~260万	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		C1			2,000	2,500	2,000	2,300	1,800	2,000	1,300	1,900		
	市町村民税 課税世帯	第3階層	C2	~330万	~48,600未満		3,000	3,500	3,000	3,300	2,600	2,600	2,200	2,500
		C3					4,100	5,100	4,100	4,500	3,400	3,500	3,200	3,400
	第4階層	D1		~470万	48,600～ 97,000未満	5,200	6,700	5,200	5,600	5,200	4,500	4,400	4,400	
		D2				6,600	8,500	6,600	7,000	6,300	5,600	5,200	5,500	
		D3				8,100	10,500	8,100	8,600	7,400	6,600	5,700	6,500	
		D4				9,800	12,500	9,800	10,300	8,000	7,800	6,500	7,600	
	第5階層	D5		~640万	97,000～ 169,000未満	11,600	15,000	11,600	12,200	8,600	9,200	7,400	9,000	
		D6				13,200	17,000	13,200	14,000	9,300	10,300	8,400	10,000	
		D7				14,900	19,000	14,900	15,700	10,000	11,500	9,400	11,000	
A階層を除き、前年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	第6階層	D8		~930万	169,000～ 301,000未満	18,600	23,000	18,600	19,600	12,000	13,000	11,400	12,800	
		D9				22,500	27,000	22,500	24,000	13,800	15,000	13,500	14,800	
		D10				26,600	31,500	26,600	28,500	15,500	16,500	15,200	16,000	
		D11				30,500	35,500	30,500	33,000	17,300	18,000	16,900	17,500	
		D12				34,100	39,500	34,100	37,000	19,900	20,500	18,300	20,000	
		D13				37,300	43,500	37,300	40,500	22,800	23,000	19,800	22,500	
		D14				40,300	46,800	40,300	43,500	24,700	25,000	21,500	24,500	
		D15				43,300	50,000	43,300	46,500	26,600	28,000	23,200	27,000	
		D16				46,700	53,700	46,700	50,000	28,500	30,000	24,700	29,000	
		D17				48,500	56,000	48,500	52,000	29,100	31,500	25,400	30,000	
	第7階層	D18		~1,130万	301,000～ 397,000未満	50,400	58,500	50,400	54,000	29,700	32,500	26,200	31,000	
		D19				54,400	63,500	54,400	58,000	31,300	34,500	26,800	32,500	
		D20				56,200	66,500	56,200	60,000	32,200	36,000	27,500	34,000	
	第8階層	D21		1,130万～ 397,000以上	397,000以上	58,100	69,500	58,100	62,000	33,100	37,500	28,800	35,000	
		D22				61,500	73,000	61,500	65,500	34,300	38,500	30,500	36,300	
		D23				64,000	76,000	64,000	68,000	35,700	40,000	32,100	37,800	
		D24				66,600	79,000	66,600	71,000	37,200	43,000	34,000	39,500	

(※) 保育料算定について、所得税額から市町村民税所得割額に変更されたため、その各階層の設定に関しては、現行の階層区分との大きなかい離が生まれないように設定すること。

国の徴収基準額・現行・改定保育料の比較



設定・改定保育料表

(単位 円/月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3号				2号				1号
					(0歳)		(1・2歳)		(3歳)		(4・5歳)		(3~5歳)
定義		国基準階層	武蔵野市階層	推定年収	市町村民税所得割額(※)	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	標準時間
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	第1階層	A	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	第2階層	B	~260万	0	0	0	0	0	0	0	0	9,100
		第3階層	C1	~330万	~48,600未満	2,500	1,800	2,300	1,600	2,000	1,400	1,900	1,300
			C2			3,500	2,500	3,300	2,400	2,600	1,800	2,500	1,800
			C3			5,100	3,700	4,500	3,200	3,500	2,500	3,400	2,400
		第4階層	D1	~470万	48,600~97,000未満	6,700	4,800	5,600	4,000	4,500	3,200	4,400	3,200
			D2			8,500	6,100	7,000	5,000	5,600	4,000	5,500	4,000
			D3			10,500	7,600	8,600	6,200	6,600	4,800	6,500	4,700
			D4			12,500	9,000	10,300	7,400	7,800	5,600	7,600	5,500
		第5階層	D5	~640万	97,000~169,000未満	15,000	10,900	12,200	8,800	9,200	6,600	9,000	6,500
			D6			17,000	12,300	14,000	10,100	10,300	7,400	10,000	7,200
			D7			19,000	13,800	15,700	11,400	11,500	8,300	11,000	8,000
		第6階層	D8	~930万	169,000~301,000未満	23,000	16,700	19,600	14,200	13,000	9,400	12,800	9,300
			D9			27,000	19,600	24,000	17,400	15,000	10,900	14,800	10,700
			D10			31,500	22,900	28,500	20,700	16,500	12,000	16,000	11,600
			D11			35,500	25,800	33,000	24,000	18,000	13,000	17,500	12,700
			D12			39,500	28,700	37,000	26,900	20,500	14,900	20,000	14,500
			D13			43,500	31,600	40,500	29,400	23,000	16,700	22,500	16,300
			D14			46,800	34,000	43,500	31,600	25,000	18,100	24,500	17,800
			D15			50,000	36,300	46,500	33,800	28,000	20,300	27,000	19,600
			D16			53,700	39,000	50,000	36,300	30,000	21,800	29,000	21,000
			D17			56,000	40,700	52,000	37,800	31,500	22,900	30,000	21,800
		第7階層	D18	~1,130万	301,000~397,000未満	58,500	42,500	54,000	39,200	32,500	23,600	31,000	22,500
			D19			63,500	46,100	58,000	42,100	34,500	25,000	32,500	23,600
			D20			66,500	48,300	60,000	43,600	36,000	26,100	34,000	24,700
		第8階層	D21	1,130万~397,000以上	397,000以上	69,500	50,500	62,000	45,000	37,500	27,200	35,000	25,400
			D22			73,000	53,000	65,500	47,600	38,500	28,000	36,300	26,400
			D23			76,000	55,200	68,000	49,400	40,000	29,000	37,800	27,400
			D24			79,000	57,400	71,000	51,600	43,000	31,200	39,500	28,700

(※) 保育料算定について、所得税額から市町村民税所得割額に変更されたため、その各階層の設定に関しては、現行の階層区分との大きなかい離が生まれないように設定すること。

武藏野市保育料審議会 審議経過

回	開催年月日	審 議 事 項
第1回	平成 26 年 5 月 30 日	<input type="radio"/> 委嘱状の伝達 <input type="radio"/> 会長、副会長の互選 <input type="radio"/> 市長諮問 <input type="radio"/> 会の進め方について <input type="radio"/> 武藏野市の保育料の現状について①
第2回	平成 26 年 6 月 27 日	<input type="radio"/> 武藏野市の保育料の現状について② <input type="radio"/> 「市民の意見を聞く会」について
第3回	平成 26 年 7 月 15 日	<input type="radio"/> 武藏野市の保育料の現状について③
第4回	平成 26 年 8 月 26 日	<input type="radio"/> 武藏野市の保育料の現状のまとめ <input type="radio"/> 検討項目の検討①
第5回	平成 26 年 9 月 9 日	<input type="radio"/> 認可外における保護者負担について <input type="radio"/> 検討項目の検討②
第6回	平成 26 年 9 月 11 日	<input type="radio"/> 市民の意見を聞く会①
第7回	平成 26 年 9 月 23 日	<input type="radio"/> 市民の意見を聞く会② <input type="radio"/> 検討項目の検討③
第8回	平成 26 年 9 月 29 日	<input type="radio"/> 市民の意見を聞く会③
第9回	平成 26 年 10 月 6 日	<input type="radio"/> 市民の意見を聞く会のまとめ <input type="radio"/> 検討項目の検討④
第10回	平成 26 年 10 月 16 日	<input type="radio"/> 保育料設定について① <input type="radio"/> 答申（案）の検討①
第11回	平成 26 年 10 月 23 日	<input type="radio"/> 保育料設定について② <input type="radio"/> 答申（案）の検討②
第12回	平成 26 年 10 月 29 日	<input type="radio"/> 保育料設定について③ <input type="radio"/> 答申（案）の検討③
	平成 26 年 11 月 12 日	<input type="radio"/> 市長に答申

保育料審議会資料一覧

- 資料1) 武藏野市保育料審議会委員名簿
- 資料2) 武藏野市保育の実施に関する条例
- 資料3) 武藏野市保育料審議会について
- 資料4) 武藏野市保育料審議会の運営について（案）
- 資料5) 武藏野市保育料審議会の審議予定について（案）
- 資料6) 武藏野市保育概要2013年版
- 資料7) 保育園のしおり（平成25年8月作成）
- 資料8) 武藏野市第五期長期計画
- 資料9) 武藏野市第三次子どもプラン武藏野
- 資料10) 前回の保育料審議会答申
- 資料11) 武藏野市認可保育園の平成26年4月1日付け入所状況について
- 資料12) 子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK「すくすくジャパン」
- 資料13) 子ども・子育て支援新制度について（すくすくジャパン H26.5）
- 資料14) 保育料徴収基準額
- 資料14-2) 保育料徴収基準額（新制度比較版）
- 資料15) 武藏野市の財政規模の推移
- 資料16) 保育料関係事業費の推移
- 資料17) 0～5歳児の就園状況（22年度～26年度）
- 資料18) 市民の意見を聞く会について（案）
- 資料19) 市民意見の募集について
- 資料20) 武藏野市内の私立幼稚園（チラシ）
- 資料21) 私立幼稚園関係補助金一覧
- 資料22) 武藏野市の保育料のしくみ
- 資料23) 決算額による保育料運営事業費
- 資料24) 年齢別認可保育園の費用負担と保育料
- 資料25) 私立幼稚園・認可外保育施設保護者負担金について
- 資料26-1) 認可外保育施設保護者助成金（当初想定人数と25年度実績）
- 資料26-2) 認可保育園・認可外保育施設児童階層比較表
- 資料27) 認可・認可外・幼稚園の費用負担に対する保育料の割合
- 資料28) 現行運営費と施設型給付費の費用比較(幼稚園、認可、グループ、家庭的保育)
- 資料29) 幼稚園・幼稚園類似施設等児童在籍数一覧
- 資料30) 認証保育所・グループ保育室・家庭的保育者在籍児童数一覧
- 資料31) 23区・26市認可保育園保育料、認可外助成金等一覧
- 資料32) 23区、26市幼稚園保育料等保護者負担金一覧表（平成26年度）
- 資料33) 提出された市民意見一覧

- 資料34) 新制度における費用及びサービスの変化
- 資料35) 新制度移行による利用者負担額（国基準保育料）の変化
- 資料36) 国の公定価格における給食費の考え方
- 資料37) 国階層で分けた保育料平均額（現行保育料）
- 資料38) 階層別利用者負担比較
- 資料39) 児童一人あたりの費用負担
- 資料40) 保育料試算表（案）
- 資料41) 平成27年度認可外保育施設入所児童保育助成金について
- 資料42) 平成25年度助成金交付実績からみた認可保育所保育料との差額
- 資料43) 認証保育所保育料と認可保育所保育料との差額及び人数分布
- 資料44) 保育料設定・改定案の概要について
- 資料45-1) 平成27年度 幼稚園現行・新制度保育料比較
- 資料45-2) 平成27年度 新制度1号・2号保育料比較
- 資料46) 武藏野市保育施設MAP